

天塩町の健全化判断比率をお知らせします

都道府県や市町村の財政を適正に運営することを目的として「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に公布されたところですが、その法律の一部が平成20年4月から施行され、町の財政状況を判断するために設けられた健全化判断比率の算定及び内容の公表が義務づけられました。

これにより、19年度決算を基に算定されました比率が監査委員の審査に付され、この度9月定例会に報告されました。

健全化判断比率について

- 1、実質赤字比率
一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模等に対する比率
- 2、連結実質赤字比率
全会計を対象とした赤字比率(又は資金の不足額)の標準財政規模等に対する比率
- 3、実質公債費比率
一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模等に対する比率
- 4、将来負担比率
一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模等に対する比率

上記4指標から町の財政がどのような状況か判断し、基準値以上である場合は、公表年度までに「健全化(財政再生)計画」を策定しなければなりません。

| 健全化判断比率 | 天塩町 | 地方債許可制 移行基準 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|--------|--|--|--|
| 実質赤字比率 | - | 10% | 15% | 20% |
| 連結実質赤字比率 | - | | 20% | 40% |
| 実質公債費比率 | 21.8% | 18% | 25% | 35% |
| 将来負担比率 | 122.3% | | 350% | |
| 概要 | | 基準以上の場合は、「公債費負担適正化計画」を策定することを前提に一般的な基準により地方債が許可される | 基準以上の場合は、「財政健全化計画」を策定し議会の議決、公表しなければならず、かつ外部監査を導入しなければならない (知事に報告) | 基準以上の場合は、「財政再生計画」を策定し議会の議決、公表しなければならず、かつ外部監査を導入しなければならない (国の同意) |

上記のとおり、天塩町の財政状況は、早期健全化基準及び財政再生基準以下であるため、健全化法に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要です。

ただし、実質公債費比率は、地方債許可制移行基準を上回っていますので、策定中の公債費負担適正化計画を精査し遵守の上、一刻も早く同意団体になるよう財政の健全化に努力していきます。

経営健全化基準(公営企業会計)について

- 1、公営企業ことの資金の不足額が事業規模に占める割合

| | 水道事業 | 下水道事業 | 病院会計 | 経営健全化基準 |
|--------|------|-------|------|---------|
| 資金不足比率 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 20% |

公営企業会計でも、資金不足は発生しておらず、経営健全化計画の策定は不要です。